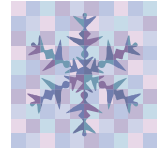




# にゅーす レター



消費者ネットおかやま 岡山市下石井一丁目一番三号 日生第二ビル Tel.086-221-4302 FAX086-221-4343 2007年12月 No.1

## 「消費者ネットおかやま」発足総会(6月6日(水)オルガホール)の様子

総会は、生協や婦人団体、弁護士、司法書士、消費生活アドバイザー、大学教授など44名の出席者によって行われました。

定款や事業計画を参加者の総意で承認、適格消費者団体に向けて、しばらくは任意団体として活動をすすめていくことになりました。

役員は、幹事14名と監事3名が選任され、代表幹事に河田 英正弁護士、副代表幹事に兒島 隆朗司法書士と水野三重子県婦人協議会会長、事務局長に安場 靖 岡山県消団連事務局長を互選しました。

総会后、記念講演としてKC's 検討委員会委員の五條弁護士から、実際の事例検討の中で、苦労されていることや事業団体などとの関係で「訴権団体」として留意すること等についてお話しを伺いました。

発足総会に先立つ同日の午前には、県消団連主催の「消費者月間学習講演会」が開催され、弁護士で消費者支援機構関西(KC's)検討委・委員長の黒木理恵さんより、「消費者団体訴訟制度で何ができる?」と題してお話しがありました。



↑挨拶される河田代表幹事



↑五條弁護士の記念講演 (KC's 検討委員会委員)

### CONTENTS

- 消費者ネットおかやまが発足して半年・1
- 加入会員は個人54人(73口)、  
団体7団体(51口)に達す……………2
- 11月17日(土)に第4回「消費者被害  
なんでも相談会」を実施……………3
- おかやまコープが“消費者トラブル  
アンケート”を実施……………4
- 消費者ネットおかやま幹事会報告…………4
- 当面の行事等の予定……………4



↑消費者が被る情報を発信して欲しいと話す黒木弁護士 ↑メモを取りながら熱心に耳を傾ける参加者



## 適格消費者団体に全国で3団体が認定されました

☆消費者機構日本(COJ) ☆消費者支援機構関西(KC's) ☆全国消費生活相談員協会(全相協)

以下の団体は、A 申請中 B 申請準備中 C 将来認定をめざす

A 京都消費者契約ネットワーク

A ひょうご消費者ネット

A 消費者ネット広島

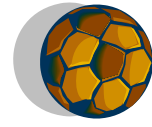
B 埼玉消費者被害をなくす会

B あいち消費者被害防止ネットワーク

C 消費者支援ネット北海道

C 消費者ネットおかやま

C 大分消費者問題ネットワーク



入会者は11月30日現在、個人会員54人(73口)、団体会員6団体(46口)に達しています。

《個人会員》

所属・職種別	加入会員数	会費入金(人)	口数	金額
弁護士	23	23	38	114,000
司法書士	9	9	10	30,000
消費生活アドバイザー・相談員等	5	5	5	15,000
生協・消団連関係	10	10	12	36,000
その他	7	7	8	24,000
合計	54	54	73	219,000

《団体会員》

	団体名	年会費口数(1口1万円)
①	岡山県生活協同組合連合会	
②	岡山県JA女性組織協議会	
③	岡山県労働者福祉協議会	
④	生活協同組合おかやまコープ	
⑤	岡山大学生生活協同組合	
⑥	岡山医療生活協同組合	
	合計	46



《収支状況》

消費者ネットおかやま07年度会計報告(10月末)

収入				支出				残高
会費	個	54人	73口	219,000	発足総会関係 6/6	会場費・講師料等	107,922	
	団	6団体	46口	460,000	第3回相談会関係 6/9	会場費・電話代等	64,570	
カンパ・その他				133,250	消耗品費	代表印・名刺代等	35,325	
利息				17	意見交換会 7/28	参加費・交通費	14,260	
					消費者支援機構関西07年度会費(送料含)		50,840	
					払込取扱票印字代 8/1		1,100	
					パンフレット3,000部印刷代 10/1		131,250	
					適格消費者団体認定記念セミナー10/15 参加費・交通費		13,805	
					口座徴収料金 9/3~11/16		3,350	
					メール便(10月分) 10/31		240	
計				812,267	計		416,562	395,705

**「消費者被害なんでも相談会」を行いました。連絡会期を含め、通算第4回目となります。**

11月17日(土)10時～15時まで、きらめきプラザ5階の消費生活センター研修室(相談ブース3、受話器2)において開催。

弁護士3人 司法書士3人 建築士2人 消費生活アドバイザー2人の専門家のほか県消団連・生協より4人の計14人が対応しました。

県下11以上の市町村から、電話で19件、来所11件の相談者がありました。

《相談者の形態など内訳、件数》



地域	赤磐市	1	岡山市	12	早島町	1	玉野市	1	倉敷市	2
	新見市	1	美作市	1	総社市	1	浅口市	1	笠岡市	1
	不明	7	津山市	1						
来所11	紹介	6	施設	1	公共団体	4	その他	1		
	マスコミ	1	新聞	1						
	広報									
	その他	4	タウンページ	1	消団連	2	その他	1		
電話19	紹介	1	公共団体	1						
	マスコミ	6	新聞	1	テレビ	5				
	その他	12								
相談の種類(法律)	相続	1	遺言		財産管理		成年後見		不動産	4
	登記		契約	11	事故		消費者被害	6	借金・ヤミ金	1
(生活)	入院医療費		騒音等・環境	1	年金		税金	1	その他	5

《主な相談項目と内容》

形態	相談項目	件数	主な内容
来所	消費者被害	3件	年金生活者、高額な外国製品購入、不使用、7年分割払い、返品可?
	生活	3件	ホームに母親、兄・自分病気で介護難、今後相続も絡む。
	不動産	2件	賃貸ルーム、敷金22万円、壁張替えなど19万円、取られすぎではないか。
	契約	3件	知人から投資話、投資組合に1000万投資、組合は解散。被害者大勢。
電話	相続	1件	先物取引
	借金	1件	ヤミ金取立て、強迫電話がかかる、手を切りたい。
	消費者被害	4件	自動受信設定の場合迷惑メールが入った時点で料金発生は納得いかない。
	契約	7件	貸衣装の積立利用契約、不要となり、解約払戻し要求、拒否。約款?。
	不動産	2件	ワルマンマンション配水管支障、雨漏り→転室申し入れ、減額要求
	生活	2件	新聞などの勧誘がひどい。
	労働	1件	学校法人でリストラ・転勤打診、いやがらせ、本人は辞めたい
	相続	1件	相続税の相談



**おかやまコープが“消費者トラブルアンケート”を行いました。(おかやまコープより提供)**

アンケートは、架空請求や悪質商法による消費者被害が急増し、消費者の暮らしが脅かされている現状をくの方に知ってもらい消費者啓発（トラブルの未然防止）につなげていくことを目的に取り組みました。

共同購入を利用している21,847班にアンケート用紙を配布し、9,620名から回答がありました。

**1. 消費者被害にあった、またはあいそうになった方…3,725名(38.7%)**

内訳・・・①「ハガキ」1,672名、②「振り込み詐欺」831名、③「ふとん」597名、  
④「学習教材」445名、⑤「携帯メール」413名。

対処方法・・・①家族や友達、消費生活センター、警察等に相談した方、2,550名(64.7%)

②交渉して解決した方が588名(14.9%)

③相談しなかった方が499名(12.7%)

④解決せずに被害にあった方が305名(7.7%)。

**2. 相談窓口・・・消費生活センターなど相談窓口を知らない方が4,246名(44.1%)**

普段から気をつけていることとして、以下のような回答がありました。

○はっきりとした態度で断る、きっぱり断る、曖昧な返事はしない

○家族に相談する、一人で判断せずに相談する、即答・即契約をしない、性急に行動しない

○業者の連絡先には電話しない、メールは一切無視する

○家族や近所の人と日常的にコミュニケーションをとる

○日頃から消費者被害内容や手口を学んでいる

○うまい話にはのらない、サンプルプレゼントはもらわない

被害にあった、あいそうになった際の手口

○主人の名前で電話があり事故を起こして相手が病院にいるので至急お金を振り込むよう言われた。

○当初電報で連絡があり、その後言葉たくみな電話で振り込み詐欺にあってしまった。

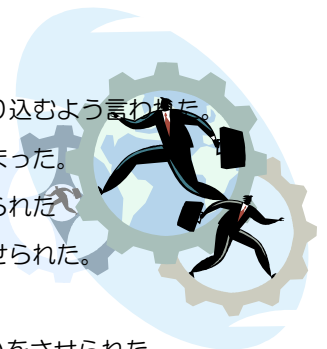
○一人暮らしの母に、屋根からはじまり床下換気扇、柱の補強等の工事をさせられた。

○「ねずみ講やマルチではないきちんとしたネットビジネス」と商品を購入させられた。

○物干しだけほしかったが、勝手に台を古いからと切ってしまうれ買うハメに。

○魚の販売者が来て、「〇〇円」（実は1g当たりの値段）と言って高額な支払いをさせられた。

○年金生活者を販売店へ連れて行き、50万円分の健康食品・化粧品をローンで購入させられた。



**第2回消費者ネットおかやま幹事会の報告・・・協議し確認されたことを中心に**

1. 「国内出張旅費及び会議出席の交通費規程」及び「報告書等取りまとめ費用の支給に関する規程」の承認。

2. 「NPO取得」の手続き開始にあたり、設立総会での意思決定を行う必要から、以下の2点を確認した。

①「総会でのNPO取得の判断は、10人以上の社員の意思で決定できる」とされているが、会員の総意をもって決めることを重視し、すべての会員に総会の目的・趣旨を周知して開催案内を行うこと。

②開催時期は、08年6月(消費者ネットおかやま発足総会の1年後にあたる)を予定することとし、設立総会の成功に向けて、実績を積み上げながら会員組織、組織体制等の充実・強化を図っていくこと。

3. 会員への情報発信について

①会員向け「ニュースレター」1号を年末までに発行する。

②会員向け「メーリングリスト」を早期に開始する。

**当面の行事等の予定**

08年2月2日(土)・・・適格消費者団体をめざす消費者組織の意見交換会 於) 広島市

2月6日(水)・・・第3回 幹事会